

芦屋基地航空祭臨時売店出店に伴う細部事項

1 航空祭実施日時

令和8年11月15日（日）午前9時～午後2時30分

状況により開始時間が繰り上がる場合がありますので、午前7時30分には販売開始ができる体制を整えてください。

（販売時間：来場者入門開始時刻～午後2時）

2 航空祭当日の入門

(1) 入門時間

午前5時30分～午前6時30分（予定）

※今回の入門場所は東門からになります。入門時間前から正門前の道路に駐停車される業者の方が多々おられ、近隣住民の迷惑及び隊員の出勤に支障が生じていると基地内で問題となっており、なお、入門前に必ず検温を実施して下さい。その際、37.5度以上の方については、入門できません。

※販売地での駐車の際は、売店担当者の指示に従ってください。

(2) 「令和8年度芦屋基地航空祭出店者証 ※1」を正門で提示

(3) 「車両運行許可証 ※2」を車両のダッシュボード上に定置

(4) 「入門経路 ※3」

(5) 入門時の車両確認は、東門付近にて実施致します。（※付図参考）

※1、※2、※3は、出店業者決定後、10月下旬頃までに郵送しますので、当日は必ず持参下さい。

なお、忘れた場合については、入門できない場合があります。

3 車両の運行等

(1) 基地内は、運行許可を受けた車両しか走行できません。（1店舗2台まで）なお、基地内の制限速度は時速30km/hを厳守してください。

（交差点及び横断歩道は徐行）

(2) 航空祭当日の車両変更は受け付けません。

(3) 売店設置後及び航空祭開催中の車両運行は認めませんのでご注意下さい。

※過去、航空祭当日において、入門後、出門し再度入門する業者の方や来場者への開放後に車両の運行を行った業者の方がいました。そのような行為を絶対に行わないようお願い致します。

4 販売時の留意事項

(1) 事前に許可を受けた販売員以外のテント内立ち入りを禁じます。事前に許可を受けた販売員は「令和8年度芦屋基地航空祭売店出店者証」を胸部もしくは肩部に装着して下さい。

(2) 火気（発動発電機含む。）を使用する売店は、消火器を必ず準備してください。スプレー式簡易消火器は認めません。当日、確認します。

消火器を準備していない場合は、販売を認めませんのでご注意下さい。

- (3) 拡声器等を使用した呼び込み等は禁止します。
- (4) トイレの使用は、仮設トイレを利用するようにお願い致します。
- (5) 喫煙者は、必ず喫煙場所での喫煙をお願い致します。なお、テント内及び乗り入れ車両内での喫煙はお断りします。
- (6) 完売した場合でもテントには必ず数人の販売員を残しておいて下さい。

(7) 食品販売に関する留意事項

ア 臨時営業許可を必要とする食品の販売店は、全員の細菌検査結果（写し）及び臨時営業許可証（写し）を令和8年10月1日（木）までに提出してください。

イ 臨時営業申請は、各売店の出店責任者が福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所において申請してください。

ウ 必ず販売員全員が細菌検査を行って下さい。異常のある方は販売に携わることができません。

エ 「手洗い水」と「消毒液」を準備して下さい。

オ 売店前に売店利用者用のゴミ箱を必ず店頭に設置し、販売に伴い発生したゴミは全てお持ち帰り下さい。（他の売店利用客のゴミを含む。）

また、汁物を販売される売店は、ポリバケツを用意し、残り汁等が基地内で投棄されないよう回収し、お持ち帰り下さい。ゴミ箱を設置していない店舗については、販売を認めません。

カ 保存検食のため、航空祭当日午前7時から、旧本館前に保存食回収所を設置します。売店責任者は、全ての販売品目ごとに調理前及び調理後を表示したうえ、各50g程度を透明なビニール袋に入れ、午前7時30分までに旧本館前の保存食回収所へ提出して下さい。

回収作業を短時間に行うため、早めの準備をお願いします。また、袋等は業者ごとに準備をお願いします。

キ 手や指に傷がある方は調理させないで下さい。

ク 頭髮、爪等は十分に手入れをし、指輪やアクセサリ等を外し調理して下さい。

ケ 販売員を含め、消毒液による手洗いを確実に行って下さい。

コ 手拭用のタオルやエプロン等、常に清潔を保つよう配慮して下さい。

サ 調理する販売員と現金を取り扱う販売員については、必ず区別して下さい。

5 土地使用料

行政財産（土地）を使用するため、使用料が発生します。出店手続きの完了後、事前に防衛局へ使用申請を行い、許可を得ますので、事情により出店を取りやめとなった場合でも使用料は納付していただきます。

6 業者の撤収

(1) 時間

午後2時～

(2) 午後2時前に完売しても、撤収は絶対に行わないで下さい。

(3) 機材等積込み後、周辺の清掃を必ず行い、売店担当者の点検を受けて下さい。

7 航空祭当日の出門

- (1) 航空祭終了後、撤収が完了しても、車両の移動開始は、売店担当者の指示を受けてから（午後5時頃を予定）行って下さい。
- (2) 「令和8年度芦屋基地航空祭出店者証」及び「車両運行許可証」の返納は、出門確認時に売店担当者へ渡して下さい。
- (3) 出門経路等
説明会時に説明します。

8 その他

- (1) 売店関係の確認
売店代表者は、申請した販売関係者・販売品目名等及び販売関係車両に変更が生じた場合は、令和8年9月25日（金）までに売店担当者へ変更申請して下さい。
なお、上記期日以降の変更については、受け付けません。
- (2) 売店代表者は、「令和8年度芦屋基地航空祭売り上げ実績」を令和8年11月20日（金）までに売店担当者へ提出して下さい。
- (3) 「露店等で火気器具等を使用する際の自主チェック」用紙は、航空祭当日の消防点検時に回収しますので、事前に記入しておいて下さい。
- (4) 航空祭当日は、強風の場合に備え飛散防止の処置を確実に実施して下さい。
- (5) 腕章をした売店担当者が定期的に巡回しますので、指導には必ず従って下さい。従わない場合は、直ちに閉店していただき、来年度以降の出店はお断りさせていただくとともに、基地HPに記載させていただく場合があります。
- (6) 航空祭当日の販売員等関係者には、募集要項の留意事項や説明会の内容の周知徹底をお願いします。